

(7) 転科に関する要項

(平成15年11月12日制定)

(平成16年12月1日改正)

(平成23年2月16日改正)

(目的)

第1条 この要項は学則第23条の規定に基づき、転科に関して必要な事項を定める。

(願出)

第2条 転科を志望する者は、転科願(別紙様式1)により、学級担任を経て、校長に願出しなければならない。

2 転科を願出することができる者は、原則として第1学年又は第2学年に在籍する者で、後期中間試験の成績順位が、在籍クラスにおいて10位以内の者でなければならない。

ただし、最終的に転科が認められる者は、学年末の成績順位が、在籍クラスにおいて10位以内の者で、かつ、各クラス3名を限度とする。

(選考)

第3条 受入れは、各クラス2名を限度として、学年末の成績、面接及び受入学科で別途定める方法による評価を総合して審査する。

2 面接及び受入学科の評価は後期期末試験後に行い、面接委員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 副校長
- (2) 受入学科の学科長
- (3) 転出学科の学科長
- (4) 受入学科の教務委員
- (5) 志望学生の学級担任

3 選考は教務委員会が行い、判定会議(4年以下認定会議)で校長が決定する。

(許可)

第4条 校長は、前条により転科を許可したときは、転科許可書(別紙様式2)を交付するものとする。

(転科後の学年)

第5条 転科後の学年は、第2学年とし、その時期は、学年の始めとする。ただし、本人が希望する場合に限り第1学年への転科も認める。

(修得単位等の取扱い)

第6条 転科を許可された学生が転科前に修得した科目及びその単位数は、教務委員会の議を経て、転科後の履修科目及び単位数に通算することができる。

2 転科後の学科の教育課程が必要であると認められる場合は、当該学科が、転科を許可された学生に対して履修すべき科目及び単位数を指定し、これを修得させることができる。

(再転科の制限)

第7条 転科の許可は1回限りとする。

附 則

- 1 この要項は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在、在学している者については、従前の例による。

別紙様式 1

令和 年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

学科 学籍番号

学生氏名

保護者氏名

転 科 願

下記のとおり転科を志望いたしますので、御許可くださるようお願いいたします。

記

志望学科名 _____

転科後の希望学年 第 _____ 学年

理 由

現担任教員の所見

注：署名は必ず本人が自署すること。